

『外来小児科』投稿規定

(2025年11月1日 改定)

1. 投稿資格

本学会会員または本学会が依頼した執筆者とする（共著論文の場合、筆頭者または責任著者として本学会会員が1名以上であること）。共著者は、The International Committee of Medical Journal Editorsの最新版統一投稿規定に示される役割を担ったものに限る。

2. 論文の内容

- ・外来小児科学および総合小児科学に関するものとする。「原著」「報告」「総説」「ナラティブ・レポート」の投稿を受け付ける。他誌に発表された論文あるいは投稿中の論文は受け付けない。
- ・「原著」は、新知見や創意が含まれる研究や症例の報告とし、「報告」は、原著の審査基準を満たさないが、学術的に価値がある報告とする。症例報告は、原則として「報告」に該当するが、知見によっては「原著」に該当する場合もある。「総説」は、編集委員会からの依頼による「依頼総説」と、投稿者自身による「原著総説」とを含み、過去に発表された論文をまとめることにより新しい概念を提示するもの、あるいは争点を整理し今後の研究の方向性に示唆を与えるものとする。「ナラティブ・レポート」は、教訓的な症例や日ごろの取り組み・実践などの紹介で、医療の現場を活気づけるものとし、短報・クイズ型・ドキュメンタリー等ふさわしい形式でまとめる。

3. 倫理的配慮

- ・ヒトを対象とした研究は「ヘルシンキ宣言（以後の改定を含む）」、国により策定された医学研究に関する最新の法律および指針に、また動物実験は「大学における動物実験の実施に関する基本的な考え方について（日本学術審議会）」およびこれらに準ずる指針の規定を遵守すること。特にヒトを対象とする研究においては、患者等の匿名性を十分守ったうえで、論文中に患者（あるいはその代諾者）からインフォームド・コンセントを得たこと、またはオプトアウトを行ったこと、所属施設・機関等の倫理委員会・治験審査委員会等の承認を得た旨を記載すること。
- ・症例報告においても、個人が特定される可能性が高いと考えられる場合、関わる部分の投稿予定原稿を提示した上で紙媒体および電子媒体で提供されることを含め、患者（あるいはその代諾者）から書面による同意を得たことを記載する。同意が得られなかった場合は所属施設・機関等の倫理委員会・治験審査委員会等の承認を得た旨を記載する。
- ・ケースシリーズにおいて何例からの検討が倫理委員会・治験審査委員会等の承認を必要とするかは、所属施設・機関等の倫理委員会・治験審査委員会等の基準に準じ、審査不要の場合はカバーレターにその旨を記載する。
- ・保険外診療や適応外使用に関しては、別途必要に応じて所属施設・機関等の倫理委員会・治験審査委員会等の承認を得た旨を記載する。
- ・介入研究のみならず観察研究（後ろ向き研究含む）も所属施設・機関等の倫理委員会・治験審査委員会等の承認を必要とする。
- ・ランダム化比較試験の投稿は臨床試験が事前に公的機関に

登録されたものに限り、投稿はCONSORT声明に準じる。また登録番号を要旨に記載する。

- ・これらは、総説、原著、報告だけでなく、ナラティブレポートについても同様の扱いとする。
4. 利益相反に関しては、「学会誌編集委員会が定める規定」に則り、本投稿規定に続いて掲載されている「利益相反に関する開示文書」を提出する。
 5. 論文の採択
 - ・「原著」は、原則として2名以上の外部の査読者に審査を依頼し、その結果に基づき編集委員会が採否を決定し、掲載論文には採用決定日を受理日として記載する。英文投稿が可能である。
 - ・「報告」は、原則として編集委員会の査読を経て採否を決定するが、外部の意見を求めることもある。
 - ・「ナラティブ・レポート」は、編集委員会で採否を決定するが、内容の修正を求められることがある。既発表のものも受け付けるが、その媒体から投稿についての許諾を取得したうえで投稿すること。
 - ・外部の査読者について希望または忌避があれば、当該査読者の氏名・所属を編集委員会宛の手紙に記載する。ただし、査読者の選定は最終的には編集委員会が行う。
 - ・査読により訂正稿となった場合は、原則として6か月以内に再投稿すること。期限を過ぎた場合には新規投稿となる。
 - ・不受理論文の再投稿は原則として認めない。

6. 原稿の様式

- 1) 表紙には掲載を希望する欄名、表題（和文と英文）、著者全員の氏名（和文と英文）、所属施設名、連絡先（責任者の氏名、住所、電話番号、FAX番号、e-mailアドレス）、また、原著および総説にはキーワード（5個以内）を記載する。
- 2) 表紙以降は、以下の順にまとめる。
 1. 和文要旨(目的、方法、結果、考察を含んだ内容とする)、
 2. 英文要旨、
 3. 本文、
 4. 文献、
 5. 図の説明、
 6. 図表なお、報告およびナラティブ・レポートは、和文要旨、英文要旨は不要。
- 3) 論文種別の文字数、文献数、図表は以下の通りである。

論文の種類別	文字数 (本文+図表)	和文 要旨	英文要旨	文献	刷り上がり 規定枚数
原著	15,000字以内	600字 以内	250 words 以内	制限なし	10枚
総説	15,000字以内	600字 以内	250 words 以内	制限なし	10枚
報告	9,000字以内	なし	なし	制限なし	6枚
ナラティブ・ レポート	4,000字以内	なし	なし	5編以内	3枚

図表は1点600字換算とする。

刷り上がり規定枚数を超えた場合は、著者に実費を請求することができる。

- 4) すべての原稿について、表紙を第1頁として通し頁数を付ける。また、本文には行数の通し番号を付けること。
- 5) すべての論文の英文表題および英文要旨は、編集委員会が委嘱する科学的知識を有するネイティブによる校閲を行う。

原著における英文要旨は、和文要旨を忠実に反映させたものとし、編集委員会による校閲を希望しない場合は、英文校閲を受けた証明書を添付して投稿すること。

- 6) 論文投稿の際には、他誌に投稿中でない旨を明記して、著者全員が自署した「投稿承諾書」を提出する。
- 7) 投稿に際しては、本投稿規定に続いて掲載されている「投稿チェック・リスト」の各項を確認して、投稿原稿に添付する。
7. 原稿の書き方
 - 1) 原則としてワープロソフトを用い、A4判横書きで作成する。
 - 2) 現代かなづかい、常用漢字を用いる。
 - 3) 学術用語は原則として日本医学会医学用語辞典および日本小児科学会小児科用語集による。
 - 4) 論文中にたびたび繰り返される用語は略語を用いてもよいが、初出の時は正式の用語を用い、その際に（以下、○○○と略す）と記載する。
 - 5) 原則として、外国人名は原語で、薬品名は一般名で記載する。
 - 6) 図表は白黒印刷を考慮した視認性の良いものとする。図表の挿入箇所は本文原稿の欄外に赤字で指示する。
 - 7) 論文中に顔写真を使用する場合は、患者または親権者の許可を得、許可を得たことを写真の説明の中に明記する。許可を得られない場合は患者の同意を不可能にする工夫をする。
 - 8) 数字はアラビア数字を用い、整数は三桁ごとに「, (カンマ)」を記入し有効数字を考慮して記載すること。数量の単位はkm, m, cm, mm, μm , L, dL, mL, μL , kg, g, mg, μg , mEq/L, mg/dLなどを用いる。
 - 9) 著者全員の著者役割を、文献の前に例のように著者資格となる以下のすべてを記載する。利益相反の後に掲載される。例（著者群）は研究の着想と企画、データの取得、分析、解析に実質的な貢献をし、論文の知的内容を執筆(改定)し最終版を承認している。
- 10) 引用文献は必要最小限にとどめ、本文の最後に引用順に記載する。本文中の引用箇所には文献番号を片括弧に入れて肩付きとして記入する。
- 11) 他の著作物から転載する場合は、著作権保護のため、原出版社と原著者の許可を得る。
8. 文献の記載形式
 - 1) 雑誌の場合：著者名、表題、雑誌名、発行年；巻数：最初頁—最終頁
 - 2) 単行本の場合：著者名、書名、版数、発行地：発行所、発行年
 - 3) 単行本の中の分担執筆部分の場合：著者名、分担執筆部分の表題、編集者名、書名、版数、発行地：発行所、発行年；分担執筆部分の最初頁—最終頁
 - 4) 著者名は3名までは全員を記載する。4名以上の場合は最初の3名を記載し、あとは「, 他」「, et al」とする。
 - 5) 雑誌の略名はその雑誌の略名がある場合はそれを用い、ない場合はIndex Medicusあるいは医学中央雑誌の取載誌略名に従う。
 - 6) 電子資料からの参考文献はインターネットアドレスを記載し、参照した日付を記載する。

【記載例】

- 1) 伊藤雄平, 五十嵐正統, 徳丸実, 他. 予防接種と児の恐れ行動. 外来小児科 1998; 1: 24-29.
- 2) Berman S. Otitis media in children. N Engl J Med 1995; 332:

1560-1565.

- 3) 日本外来小児科学会編. これからの小児科クリニック. 東京：医歯薬出版, 1999.
- 4) 徳丸実. 溶連菌感染症. 豊原清臣, 中尾弘, 梁井昇, 他編. 開業医の外来小児科学. 4版. 東京：南山堂, 2002: 175-179.
- 5) Homer C. Improving quality in your practice. In : Green M, Haggerty R, eds. Ambulatory pediatrics. 5th ed. Philadelphia: WB Saunders, 1999: 539-544.
- 6) 日本小児科学会小児死亡登録・検証委員会. “子どもの死に関する我が国の情報収集システムの確立に向けた提言書”. 公益社団法人日本小児科学会. <http://www.jpeds.or.jp/modules/guidelines/index.php> (参照2014年1月27日)
9. 重複投稿と二次投稿に関して
 - 1) 本誌掲載論文の著作権は本学会に帰属する。本誌掲載論文を他誌へ投稿する場合は、投稿前に編集委員会の承認を要する。
 - 2) 重複投稿と二次投稿に関して、本誌ではICMJE（国際医学雑誌編集者委員会）作成の「生医学雑誌への投稿のための統一規定」に含まれる「重複投稿」に則った方針をとる。以下にその要点を記載する。
 - ①重複投稿とは、内容が重複している論文の掲載を指す。重複の判断は学会誌編集委員会が行う。重複投稿は原則として認められない。
 - ②二次投稿：広く流布されることが必要と認められる論文は同一あるいは他の言語での掲載が認められる場合がある。この場合、双方の編集委員の承諾、一次投稿の優先、独自性の確保などが前提となる。
10. その他
 - 1) 掲載論文の印刷、刊行、図表の引用および転載に関する許可の権限は日本外来小児科学会に帰属する。掲載論文の抄録部分（要旨を含む）のデータベースや抄録雑誌への二次的使用ないし転載、および当該論文の複写許諾権は日本外来小児科学会に委託されたものとする。
 - 2) 著者校正は1回行う。著者校正に際しての内容の変更は原則として認めない。校正の際、別刷価格を通知するので、校正刷り返送の際に部数を指定すること。
 - 3) 原稿添付の原因から製版できない場合の版下料、著者の希望によるカラー印刷やアート紙使用の費用は著者負担とする。
11. 原稿の送り方と送り先
原稿は電子投稿で受け付ける。
原稿は投稿時にはPDFファイルの形式で提出する。
受理となった場合には、以下の形式で最終論文を編集委員会に提出する。論文本文はMicrosoft Word形式、図表や写真などは元ファイル（Excel, Power point, JPEGなど）の形式とする。
原稿データを電子メールに添付し、下記アドレス宛に送付する。「投稿承諾書」「投稿チェック・リスト」「利益相反に関する開示文書」はPDFファイル、またはFAXでの提出でもよい。

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入

中西印刷(株)内 外来小児科 編集事務局

E-mail: jagp-editorial@nacos.com

TEL: 075-441-3155, FAX: 075-417-2050

投稿承諾書

下記の投稿論文を「外来小児科」に投稿いたします。本論文は他誌に投稿中もしくは掲載済みのもの、あるいは掲載予定のものではありません。また、掲載された場合、本論文の著作権は日本外来小児科学会に帰属することを承諾いたします。

論文題名： _____

筆頭著者：署名 _____ 区分または職種 会員 非会員（職種 _____）

上記論文を「外来小児科」に投稿するにあたり、本論文の内容については、筆頭著者同様に全共著者が責任を有することを承諾いたします。

責任著者：署名 _____ 区分または職種 会員 非会員（職種 _____）
(筆頭著者と同一人である場合は記載不要)

共著者：署名 _____ 区分または職種 会員 非会員（職種 _____）

共著者：署名 _____ 区分または職種 会員 非会員（職種 _____）

共著者：署名 _____ 区分または職種 会員 非会員（職種 _____）

共著者：署名 _____ 区分または職種 会員 非会員（職種 _____）

共著者：署名 _____ 区分または職種 会員 非会員（職種 _____）

共著者：署名 _____ 区分または職種 会員 非会員（職種 _____）

共著者：署名 _____ 区分または職種 会員 非会員（職種 _____）

共著者：署名 _____ 区分または職種 会員 非会員（職種 _____）

年 月 日 提出

投稿チェック・リスト

(2025年5月23日 改定)

- 原稿はA4版横書きで作成されている。
- 掲載を希望する欄(原著, 報告など)が明記されている。
- 投稿承諾書に著者全員の自署がなされている。
- 利益相反の恐れがある金銭的・個人的関係の有・無が宣誓, 公開されている。
- 論文全体の文体は学術論文として適当かつ統一されている。
- 表紙(タイトル・ページ)には, 投稿規定に沿った内容が明記されている。
- 表紙を第1頁として通し頁数が付けられている。
- 論文は, 投稿規定に従った内容で構成されている:〔原著および総説の場合〕
 - ①表紙, ②キーワード(5個以内), ③和文要旨, ④英文要旨, ⑤本文, ⑥文献,
 - ⑦図の説明, ⑧図表。〔報告およびナラティブ・レポートの場合〕①表紙,
 - ②本文, ③文献, ④図の説明, ⑤図表。
- 原著の場合, 要旨(和文および英文)の文字数およびその構成は投稿規定に従っている。
- 原著でかつ編集委員会での校閲を希望しない場合は, 英文校閲証明書を添付している。
- 原稿の文字数および図表数は投稿規定の範囲内である。
- 図表は読者がその内容を理解し易く, 特に画像を用いる場合は鮮明になるように工夫している。
- 原稿内容は, 投稿規定の倫理的配慮に準拠しており, 倫理委員会等の承認や臨床試験の登録をした場合には, その審査機関の名称, 承認番号等が記載されている。
- 顔写真を使用する場合は患者または親権者からの許可を受け, その事実を説明文あるいは本文中に明記している。
- 他の著作物から図表を転載する場合は, 原出版社と原著者の許可を得ている。
- 投稿規定に沿った形式で引用文献の本文中の引用箇所および文献欄の記載が成されている。

*本チェック・リストを投稿論文に添付する。

「学会誌編集委員会が定める規定」

利益相反に関する開示文書

日本外来小児科学会では論文発表に際し、著者（共著者を含む）について、発表する研究内容に関連する利益相反の申告（投稿日を起点とする過去3年度分）が必要です。利益相反状態の有無（以下、①～⑪）をお答えください。ただし、以下各号の年間とは4月1日から3月31日までとします。

日本外来小児科学会学会誌編集委員会 利益相反の開示すべき項目

- ①医学的研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、「企業・組織や団体」という）の役員、顧問職については、一つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
- ②株式の保有については、一つの企業についての一年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- ③企業・組織や団体からの知的財産権の対価として受ける使用料、譲渡額等については、当該対象者が受ける1件あたり年間100万円以上とする。
- ④企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料等）については、一つの企業・団体からの年間の講演料等が合計50万円以上とする。
- ⑤企業・組織や団体がパンフレット、座談会記事等の執筆に対して支払った原稿料等については、一つの企業・組織や団体からの年間の原稿料等が合計50万円以上とする。
- ⑥企業・組織や団体が提供する研究費については、医学系研究（治験、受託研究費、共同研究費等）に対して一つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは申告者が長となっている部局に割り当てられた総額が年間100万円以上とする。
- ⑦企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄附金については、一つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは申告者が長となっている部局に割り当てられた総額が年間100万円以上の場合とする。
- ⑧企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者が所属している場合とする。
- ⑨研究と直接無関係な旅行・贈答品等の提供については、一つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円相当以上とする。
- ⑩企業・組織や団体から共同研究等の契約なく役務の提供を受けた場合とする。
- ⑪上記①～⑩のいずれかに該当する企業に一親等の親族が現在勤務している場合

該当しない場合には「日本外来小児科学会編集委員会の定める利益相反に関する開示事項はありません。」と論文の末尾に記入する。

該当する場合には「日本外来小児科学会編集委員会の定める利益相反に関する開示事項に則り開示します、（企業名）から（〇〇円）。」と論文の末尾に記入する。

次頁の著者サインの欄に全員のサインを記入（自筆）する。

各項目①～⑪について、いずれにも該当しない場合は「該当しない」を丸で囲み、該当する項目がある場合は、その項目欄に企業名と金額を記入する。

共著者が多い場合、この用紙をコピーして使用してよい。

個人ごとにこの開示文書を作成してよい。

